

## 事業譲受会社による債務引受広告

服 部 育 生

- I 序 論
- II 広告の方法
- III 債務引受けの趣旨
- IV 結 語

### I 序 論

1 事業譲渡契約は、当事者間において、有機的一体となった組織的財産を移転させる債権債務を発生せしめる債権契約である。譲渡債務を履行するには、譲渡会社 A は当該事業を構成する各個の権利義務を格別に譲受会社 B に移転しなければならない。事業を構成する積極財産又は消極財産の一部について、特約によりこれを譲渡の対象から除外することもできる。A が C に対して負担する事業上の債務が譲渡対象に含まれているにせよ、AB 間で事業譲渡契約が成立したからといって、当然に C に対する関係で B の責任が発生するものではない。B が C に対して直接的に履行義務を負うためには、債務引受け、又は債務者の交替による更改（民 514条）などを行う必要がある。<sup>(1)</sup> AB 間の履行引受契約によっても、B は第三者弁済（民474条）の義務を負うが、C に対しては直接債務を負わない。

2 譲受会社 B が譲渡会社 A の商号を続用しない場合でも、A の事業

上の債務を引受ける旨を広告したときには、A の債権者 C は B に対しても弁済を請求できる（会社23条1項）。B の弁済責任は、広告に対する信頼の保護（外観法理）、又は債務引受けの意思があるかのような表示をした以上、弁済請求に対して債務を引受けていないという抗弁の主張が認められないという趣旨（禁反言法理）から説明される。<sup>(2)</sup> 債権者に対する個別的な債務引受けの通知の取扱い、及び当該債務が譲渡の対象から除外されているとか、譲受会社が当該債務を引受けていないことを知っている債権者の取扱い等の問題について、外観法理又は禁反言法理のいずれに依拠するかにより、結論に差異が生じる場合がありうる。<sup>(3)</sup> 学説上は、禁反言法理に根拠を求めて説明されることが多い。<sup>(4)</sup>

譲受会社 B が弁済責任を負う場合には、債務引受けの広告日後 2 年以内に請求又は請求の予告をしない債権者 C に対しては、譲渡会社 A の責任は 2 年の除斥期間の経過により消滅する（会社23条2項）。それ以後は、B のみが責任を負う。事業上の債務と企業財産との結びつきが強いことの反映である。B が会社法23条1項により責任を負う場合に限らず、B が併存的債務引受けにより責任を負う場合にも、23条2項が類推適用される。<sup>(5)</sup>

商人 A から営業を譲り受けた商人 B が債務引受広告をした場合は商法18条が適用され、会社 A から事業を譲り受けた商人 B が債務引受広告をした場合、A は営業を譲渡した商人とみなされ商法18条が適用され（会社24条1項）、商人 A から営業を譲り受けた会社 B が債務引受広告をした場合、A は譲渡会社とみなされ会社法23条が適用される（会社24条2項）。

**3** 譲受会社の側では、譲り受けた事業につき譲渡会社の事業との同一性を示し円滑な事業承継を図るため、事業譲受けにつき新聞やインターネット上で広告したり、債権者に書状（挨拶状）や電子メールを送付することがある。他面、事業譲受けの広告や書状から事業上の債務引受けの趣旨が汲み取られると判断される場合もありうる。譲渡会社の事業上の債務を承継することなく事業譲渡を受けた譲受会社としては、会社法23条1項の適用を回避するには、どのような広告又は書状送付をすればよいかが実

<sup>(6)</sup>  
務上重要な課題となる。本稿は、このような観点から、広告の方法及び広告の内容（どのような広告から債務引受けの趣旨が汲み取れるか）について、検討しようとするものである。

- (1) 坂井芳雄『最高裁判例解説民事篇昭和36年度』354頁、北村雅史『会社法コンメンタール1』(2008) 223頁。
- (2) 北村良一『最高裁判例解説民事篇昭和29年度』148頁、高山崇彦「債務引受広告」『実務に効くM&A・組織再編判例精選』所収(2013) 133頁。
- (3) 升田純「現代型取引をめぐる裁判例(7)」判時1656号25頁。
- (4) 田中誠二／喜多祐『全訂コンメンタール商法総則』(1975) 309頁、木俣由美『論点体系会社法1』(2012) 84頁。
- (5) 服部栄三『商法総則 第2版』(1977) 421頁。
- (6) 田原睦夫「営業譲渡の挨拶状と債務引受の広告」金融法務1549号4頁。

## II 広告の方法

1 ドイツ商法25条3項によれば、商号が続用されないときは、営業譲受人は、特別の債務負担根拠が存在する場合、たとえば債務の引受けが譲受人により商取引上通常の方法で公表された場合に、従来の営業上の債務につき責任を負う。日刊新聞紙における広告のほか、すべて又は多数の債権者に対する同一内容の書状の送付が、商取引上通常の方法をもってする公表に当たるとされている。<sup>(7)</sup>

会社法23条1項にいう広告の方法として、新聞広告、チラシ、テレビ・ラジオのコマーシャル、インターネット上の広告、多数の債権者に対し個別的になされる書状の送付や電子メールの送信が挙げられる。書状や電子メールの送付・送信が不特定多数の者に対して行われる表示の方法といえるかには疑問が残るが、大多数の債権者及び取引先に対して同一内容で行われたのであれば、広告に該当すると考えられる。<sup>(8)</sup><sup>(9)</sup>

もっとも、下級審の裁判例には書状送付の広告該当性に慎重な態度をとるものがかかなり存在する。A会社（東京建築金物）からY会社（東建金物）

へ事業譲渡が行われた。X（西部鉄工機械工業協同組合）は、A の振出した約束手形の所持人である。Y は、A の特定の債権者及び得意先（400名以下）に対し「Y が A の営業一切を承継した」旨の書面を送付した。X もこの書面を受け取った。東京地判昭和31年10月24日下民集7巻10号2985頁は、X の Y に対する請求を失当として棄却した。判旨は次の通りである。①400名以下の宛先に対する書面送付だけでは、未だこれをもって「広告」とは言い難い。②広告に当たらなくても、Y が A の債権者に債務引受けの趣旨を通知した場合、Y は当該債務について弁済義務を負う。③営業一切を承継したとの表示は、債務引受けの意味を持ちうる。しかし④X 組合代表者甲は、債権者会議で Y は A の債務を引受けないとする決議がなされたことを熟知している。したがって、⑤ Y が X に上記書面を送付したからといって、X は Y に対し X の A に対する債権の弁済を求めることができない。

全債権者1000名のうち390名に書面を送付しただけでは広告と言えないが、全債権者400名のうち390名に書面を送付したとすれば広告に該当すると考えてよい。判旨②が認められる以上、債務引受けの趣旨の記載された書面の送付を受けた債権者については、書面送付が広告に該当するか否かは重要な問題でない。

2 譲受会社 Y（ミマツ電機）は、譲渡会社 A（セレナ電気）の多数の取引先関係者に対し、「A の業務全般を引き継ぐ」と記載した挨拶状を頒布した。A に対し手形債権及び売掛代金債権を有する X（広瀬無線電機）が、債務引受けの広告を理由に Y に対して弁済請求をした。東京地判昭和34年4月27日判時189号26頁は、①挨拶状頒布が広告に該当するとしつつ、②業務全般を引き継ぐという文言は債務を引受けの趣旨の表示とは認められないと判示し、X の請求を棄却した。

本判決の特色は、①を肯定しながら、②を導く補助的理由として、挨拶状が一般的取引関係者に配布されたという広告方法であること、及び書面の記載が一般の挨拶状の形式を出ないものであることを指摘しているところ

ろにある。XがYから挨拶状の送付を受けていたとしても、書面の記載内容がYによる債務引受けの意思を表明したものと見ることができない以上、Xの請求が認容される余地はない。

3 裁判例の中には、不特定多数の者に対する表示の方法ではないことを理由として、書面の送付は広告に当たらないと割り切るものも見られる。A（東京魚市場生販）、B（東京北魚市場）、C（食安水産物）の3社が事業を廃止し、新たにY（千住北魚）が設立されて旧3社と同一の中央卸売市場における卸売業務を開始する旨の「御挨拶」と題する書面が、Yにより、旧3社の取引先一般宛に送付された。Aに対して貸金債権を有していたX（米津藤一）は、この意味における取引先（生産出荷業者）に該当しなかったためか、本書面の送付を受けていない。XがYに対して弁済の請求をなした。しかし東京高判昭和34年2月28日下民集10巻2号430頁は、①YがXに対し貸金債務につき重疊的債務引受けの意思表示をしたと認めることはできず、②（ア）本件書面は単なる挨拶状であり、不特定多数人になされた広告でなく、（イ）債務引受けの趣旨を表示したと解せられる文言はないと判示し、Xの請求を棄却した。

判旨②（ア）は、広告とは一般人が認識できる方法により不特定多数人に対してなす意思表示であるとする理解を、その前提としている。もし②（イ）とは異なり、本件書面から債務引受けの趣旨が汲み取れると解するとしても、Xは本件書面の送付を受けていないから、請求棄却の結論は動かない。

4 会社法23条1項の広告方法として、「不特定多数の者」に対する表示という点に、それほど強くこだわる必要はない。譲受会社Yが譲渡会社Aの債権者の大多数に対して同一内容の書面を送付すれば、広告に該当する。

Aの事業を承継してYが発足する旨の通知状が、Yにより、Aの特定の取引先（40名程度）に対して送付された。東京高判昭和35年7月4日東高民時報11巻7号204頁は、本件通知をもって、一般公衆に対する告知手

段例えば新聞、チラシ等によって多数人に対し一定の事実を認識させることを本質とする広告をしたものということとはできないとした。40通の書面送付が広告に当たらないにせよ、Yが債務引受けの趣旨を広告により表示した場合に限らず、Aの債権者に対し書面により個別的に債務引受けの趣旨を通知した場合にも、当該債権者との関係では、Yは通知の趣旨に従った弁済義務を負う。

5 書面の個別的送付の方法であっても、送付先の範囲如何によっては広告に当たる。A会社（水建工業）の倒産直後に、Aの債権者であるY会社がAの水門建設部門を引き継いだ。AY両社が連名で100通の挨拶状（「YはAの水門建設の残工事などの業務を引き継いで行う」）を印刷し、そのうち数十通（少なくとも50通以上）をAの取引先等に送付した。挨拶状の具体的な送付先は、Aの水門建設請負の注文者になる「土木建設会社」、及び水門建設を土木建設会社へ発注する「行政官庁」である。X（三久船舶工業）はAに対して設計料請求権債権を有している。

XはYに対して設計料の弁済請求をした。名古屋地判昭和51年11月19日判時852号108頁は、①本件の挨拶状送付は広告に該当せず、また②譲受人が譲渡人の債権者に対して直接弁済の責任を負う趣旨の表現が含まれていないとして、Xの請求を棄却した。

①の判断理由として、次の諸点が挙げられる。（ア）書面の個別的送付は新聞広告などの方法とは異なる。（イ）挨拶状は50通程度送付されたにすぎない。（ウ）挨拶状の送付は土木建設会社や行政官庁に限られ（しかも大半は行政官庁）、Xを含む債権者一般に対して配付されたものでない。（エ）挨拶状は、既に着工された工事の完成につき不安を抱かせるのを防止するために差出された。もとより判断の決め手は（ウ）であろう。YがAの債権者一般に挨拶状を送付していたのであれば、広告をしたことになりうる。業務の引継ぎという文言は債務引受けの趣旨を含まないから、仮に挨拶状がXに送付されていたとしても、Xの請求が認容されることはない。

6 会社代表者の新聞記者に対する談話が債務引受けの広告に当たるとされた裁判例が存在する。財団 A（本部海洋開発協会）は宿泊施設（モトブシーサイドプラザ）を建設したが、倒産した。施設運営のために B（シーサイドプラザ運営）会社が設立され、施設経営に乗り出したが、やがて B も倒産した。B の破産管財人 X は、施設に客を送り込んだ Y<sub>1</sub>（東武トラベル）、Y<sub>2</sub>（読売旅行）、Y<sub>3</sub>（日本エアーツーリスト）、及び Y<sub>4</sub>（沖縄ツーリスト）に対し、宿泊料の支払い及び宿泊料相当の不当利得金の返還を求めた（本訴請求）。他方、Y らは A に前払した金員の返還請求権を有する。Y らは、A の前渡金清算義務につき、B が債務引受けする趣旨の広告をしたと主張する。Y らは、X に対し、前渡金返還請求権をもって本訴請求債権と対当額で相殺する旨の意思表示をした。

那覇地判昭和54年2月20日判時934号105頁は、① B の代表者 C（呉屋秀信）が、新聞記者に対し、「旅行者からの前受け金も会期中に処理する」とか「シーサイドプラザの荒利益から旅行者の前受け金の清算を行う」旨の談話を取材させ、新聞紙上に報道させたものであるから、債務引受けの広告に当たり、② Y らによる相殺の意思表示を有効であると判示し、③（ア）Y<sub>1</sub>～Y<sub>3</sub> については前渡金返還請求権の金額が本訴請求金額を上廻るとして X の請求を棄却し、（イ）X の Y<sub>4</sub> に対する請求のみを一部認容した。

B の代表者 C による新聞記者に対する取材機会供与の行為が広告に当たると判断された理由として、本判決は次のように指摘する。当時シーサイドプラザに関する記事が度々新聞紙上を賑わし、一般の関心を集めていた状況のもとで、新聞記者に対し上記内容の談話を発表すれば、当然新聞紙上に報道され一般に周知されることになることは容易に想像できた。C はそのことを承知のうえで新聞記者に談話を取材させた。

C の新聞記者に対する談話は、翌日の琉球新報紙及び沖縄タイムス紙においてほぼ正確な内容で報道されたからこそ、これをもって債務引受けの広告に当たるとしても、決定的な不都合は生じない。本判決の結論自体に

異論はないが、新聞記者に対し発表した談話が新聞紙上でどのような内容の記事となり報道されるかは不確実である以上、一般論として、新聞記者に対する談話が債務引受けの広告に当たるとすることには、疑問が残る。新聞記者による取材とその結果による記事掲載は、マスコミが主体的に自己の判断で行うものであり、事業譲受会社が自ら内容を決定し主体的に行う<sup>(10)</sup> 広告とは全く異なると指摘されることもある。

7 会社再建のため設立された新会社が旧会社の取引先70数社に送付した挨拶状につき、これを広告に該当すると解する余地があるとした裁判例が存在する。大幅な債務超過に陥った A 会社（大英管工事）は、B 会社（日綜産業）の資本提供を受けて Y 会社（日綜大英ステンレス配管）を設立して、A の配管部門を Y に引き継がせた。その際に Y は、A の取引先70数社に対し、「A の設備配管部門を独立させて Y を設立したこと、及び Y は A の社屋・設備・スタッフを引き継ぐ」旨の挨拶状を送付した。

A に対して貸付債権を有している X は、①債務引受けの広告、②重疊的債務引受けの合意、及び③法人格否認の法理を根拠に、Y に対して、A に対する上記貸付金の支払いを求めた。東京高判平成10年11月26日判時1671号144頁は、①挨拶状の記載から A の債務を Y が引受けの旨を表示したものとまで認められない、②挨拶状の文言は重疊的債務引受けの申込みの意思表示を含まない、③ Y の資本金の大部分は A でなく B により拠出されていると判示して、X の請求を棄却した。

Y は A の取引先70数社の関係者に挨拶状を送付したにとどまるが、取引先一般（貸付債権者 X を含む）に対し、同一内容の書面を送付したものであることから、広告に該当する余地が認められた。結論（請求棄却）の決め手は、挨拶状から債務引受けの趣旨が汲み取れないことに求められる。

8 X（東京相和）銀行に対し連帯保証債務を負っている A 会社（日本ステンレス精工）は、その事業全部を Y 会社（ナスロジテム、その後ナス物産と合併）に譲渡した。A 及び Y は、「Y が A の業務を引き継ぐとともに

に、債権債務を責任をもって継承する」旨の記載された挨拶状を、取引関係者（Xも含まれる）に対して送付した。Aは、Xに対し、Bの債務を保証していた。主債務者Bによる債務の履行がないことを理由に、XはYに保証債務の履行を求めた。

事業譲渡契約においては、AY間の合意により、本件保証債務については、これをYが引受けず、Aの債務として残すこととされていた。そこで本件の主たる争点は、A及びYの挨拶状が、Yによる債務引受けの趣旨の広告といえるかどうかになる。東京地判平成13年5月25日金融法務1635号48頁は、挨拶状の記載内容によれば、AがYに事業全部を譲渡したことを述べたうえで、YがAの債権債務を責任をもって継承することから、債務を引受ける旨の広告と認められると判示し、Xの請求を認容した。

本判決は、挨拶状の送付先の範囲、全取引先に占める送付取引先の割合、送付枚数についてほとんど言及しておらず、「Yがこの挨拶状をX以外の取引関係者にも送付している」ことからすると、Yは広告したものと認められるとしている。仮に送付先の範囲等から見て本件挨拶状の送付だけでは広告に該当しないと判断されるにせよ、少なくとも、挨拶状の送付を受けたXに対しては、Yは当該債務について書面の趣旨に従った弁済義務を負う。

9 協力的な債権者に対する通知の個別的な配付は、広告をしたことに当たらない。Y<sub>2</sub>会社（ファニー）がY<sub>1</sub>会社（サワヤクリーニング）から営業権の一部を譲り受け、その対価として、Y<sub>2</sub>がY<sub>1</sub>の債務の履行を引受ける契約が締結された。債務の履行引受額1億1600万円は、公認会計士により算定された正当な金額とされる。Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は連名で、Yらに協力が得られると思われる債権者に対して、「貴社（債権者）に対する当社（Y<sub>1</sub>）の債務も新会社（Y<sub>2</sub>）に引受けてもらうことになりました。……先にご提示したY<sub>1</sub>の弁済計画もY<sub>2</sub>により履行してもらうこととなります」とする文面の通知を、個別的に配付した。Y<sub>1</sub>に対して商品売買代金債権

(1661万8000円)を有していた X (ライト) は、当時の商法28条 (会社23条)に基づき、Y<sub>2</sub> に対して同額の弁済請求をした。

千葉地松戸支判平成10年11月17日判タ1045号255頁は、①本件通知は協力の得られる債権者に個別的に配付したものであり、Y<sub>1</sub> の債権者に対する債務全額について債務引受けの広告をしたものではない、② Y<sub>2</sub> の具体的な債務の履行の引受方法や支払金額、支払方法、支払時期については未だ明示できる段階でなかったので記載されず、これらについては債権者会議で債権者の協力を得て決定する方針であったことが認められるとして、X の Y<sub>2</sub> に対する請求を棄却した。

事業譲渡の3週間前に開催された債権者会議において、Y<sub>1</sub> は、長期弁済計画を提示し、各債権者に対し手形の棚上げ、支払期日の延期を要請した。しかし X 及び数名の債権者は、手形の支払期日どおり取立に回す行動に出た。Y<sub>1</sub> は、X の振込んだ手形の決済を拒否できず、232万9000円の支払いを余儀なくされた。事業譲渡後の債権者集会において Y<sub>1</sub> は、Y<sub>2</sub> が1億1600万円を限度として Y<sub>1</sub> の債務の履行を引受け、これを10年間で分割払いすることを提案した。Y<sub>1</sub> の全債権者に対する総債務額 (9億3039万5000円) のうち、X の債権額 (1661万8000円) の占める割合は1.78%である。Y<sub>1</sub> から X に支払う金額すなわち Y<sub>2</sub> の X 分の履行引受額は、計算上、弁済原資 (1億1600万円から労働賃金等を差し引いた9416万円) の1.78%に相当する167万6000円となる。他の債権者とは別に、Y<sub>1</sub> は既に X に対し上記手形金232万9000円を支払っている。これは、Y<sub>2</sub> の X 分の履行引受額を超えており、過払いとなっている。したがって、Y<sub>2</sub> の X に対する履行引受額の未払分は存在しない。

Y<sub>2</sub> の債務引受広告による責任が否定される決め手は、(ア) 協力的な債権者に対して通知が個別的に配付されたにとどまる、(イ) 貴社に対する Y<sub>1</sub> の債務も Y<sub>2</sub> に引受けてもらおうとする記載からして、Y<sub>1</sub> の債権者に対する債務全額について債務引受けの広告をしたとはいえない、及び (ウ) X には通知がなされていない、の3点である。

- (7) Baumbach / Hopt, *Handelsgesetzbuch*. 29. Aufl., 1995, §25 Anm. 17; Koller / Kindler / Roth / Morck, *Handelsgesetzbuch Kommentar*, 8. Aufl., 2015, §25 Anm. 9.
- (8) 木俣・前掲注（4）85頁、北村・前掲注（1）224頁。
- (9) 田辺光政『商法総則・商行為法 第3版』（2006）156頁。
- (10) 升田・前掲注（3）30頁。

### III 債務引受けの趣旨

1 譲受会社の広告内容が譲渡会社の事業上の債務を引受ける趣旨となるのは、必ずしも広告の中に債務引受けの文言が表示されることを要しない。取引通念上、事業により生じた債務が引受けられたものと譲渡会社の債権者が一般に信じるような内容であれば足りる。事業譲渡に伴い、Y 会社（京浜急行電鉄）は、日本経済新聞に「弊社は品川線、湘南線の地方鉄道軌道業並びに沿線バス事業を A 会社（東京急行電鉄）より譲受け、Y として発足致すことになりました」とする内容の広告を掲載した。A に対し損害賠償請求権を有すると主張する X が、広告をなした Y を被告として損害賠償を請求した。原審（東京高判昭和26年9月12日下民集2巻9号1076頁）が請求を一部認容したのに対し、Y が上告した。

最一小判昭和29年10月7日民集8巻10号1795頁は、本件広告の文中には、Y が A の営業により生じた債務を引受けることは明記されていないが、……右広告は営業により生じた債務を引受けた趣旨と解するを相当とするから、Y において右債務を弁済すべき責を負うと判示し、Y の上告を棄却した。

社会通念の上から見て、事業により生じた債務を引受けたものと債権者が一般に信じるべき記載があれば足りるにせよ、事業の譲受けという文言に、事業上の債務を引受ける趣旨が含まれているとは考えられない<sup>(11)</sup>。事業譲渡において債務引受けが譲渡会社・譲受会社間で黙示的になれているわけでもない<sup>(12)</sup>。譲受会社は、主体の誤認をもたらさないようにする趣旨で、

事業を譲り受けたとする広告や通知を行う。これが債務引受けの広告を意味することになってしまうとすれば、譲受会社としては事業譲渡の挨拶状を取引先に送付しにくくなる<sup>(13)</sup>。なお広告の方法及び内容は事業譲渡の実体の如何を反映し、事業譲渡の広告から債務引受けの趣旨が汲み取れる可能性の存在が指摘されることもある<sup>(14)</sup>。

2 事業譲渡の事実の通知は債務引受けの広告とは異なるとする批判を受けて、判例にも変化があらわれた。「A、B、C の 3 会社（水産物卸売）が新たに Y 会社を創立し、新社名の下に業務を開始することに相成りました。……新会社に業務を継承しました 3 会社の実績を合計いたしますと……売上成績を示しております」とする書面が、Y から旧 3 会社の取引先（生産出荷業者）宛に送付された。A に対して貸金債権を有していた X が Y に対して弁済請求したところ、原判決は、本件書面が不特定多数人になされた広告でないとして、X の請求を棄却していた<sup>(15)</sup>。最二小判昭和 36 年 10 月 13 日民集 15 巻 9 号 2320 頁は、挨拶状送付の広告該当性には言及することなく、本件書面の内容には、旧 3 会社の債務を Y において引受けの趣旨が含まれていないとして、X の上告を棄却した。

書面中における「業務の継承」という記載は事業譲受けを表明したにとどまり、これをもって債務引受けの意思表示と解釈できないことは当然である。旧 3 会社の企業整理方法として新会社への事業譲渡が計画されたという譲渡の実体、及び特定の種類の取引先に限定された個別的な挨拶状の送付という広告（？）方法も、判決の結論を補強する要素といえる<sup>(16)</sup>。

3 一方的意思表示に過ぎない債務引受広告に拘束力を認めるのは異例のことであるから、広告や通知の内容として債務引受けの趣旨が含まれているとの認定は慎重に行われることを要する。

「譲渡会社 A はその水門建設の残工事などの業務を譲受会社 Y に引き継いでもらい、Y は右業務を引き継いで行いたい」旨の AY 連名による挨拶状について、前掲名古屋地判昭和 51 年 11 月 19 日は、債務引受けの広告とは、単に営業譲渡の事実を示すにすぎない営業の譲受けの表現では足り

ず、少なくとも A の営業上の債務について、Y が債権者 X に対して直接弁済の責を負う旨の表現が用いられることを必要とするところ、本件挨拶状には債務引受けの趣旨が含まれていないと判示した（本稿Ⅱ5参照）。

会社法23条1項（旧商28条）が禁反言の法理に基づくものであるとすれば、A の事業上の債務について Y が A の債権者<sup>(17)</sup>に対して直接に弁済の責任を負うべき旨の表現が用いられている場合に限定されるのは当然であろう。

4 貸し店舗ビル内の歩行者専用のエスカレーター上での先行者 Y<sub>1</sub> の進路妨害により、歩行者 X が高血圧脳症の病傷を負った。Y<sub>1</sub> は配達荷物を積んだ手押車をエスカレーターの固定部分に引っ掛け、後続者 X の進路を妨害し、Y<sub>1</sub> の背部に X を接触させ数段押し落した。X は、Y<sub>1</sub> に対し民法709条により、Y<sub>1</sub> の使用者である Y<sub>2</sub>（株式会社太一商店）に対し使用者責任により、また事故後に Y<sub>2</sub> の事業を譲り受けた Y<sub>3</sub>（株式会社中部太一）に対し商号続用譲受会社又は債務引受広告をした譲受会社の責任により、108万円余の損害賠償を請求した。

Y<sub>3</sub> は、Y<sub>2</sub> 及び訴外 A（中部食肉産業協同組合）の事業の譲渡を受け、事実上右の両者（Y<sub>2</sub> 及び A）を合併する機能を果たすべく設立された。Y<sub>3</sub> の設立に当たり、「右両者を合併し、社名を変更したにすぎないのであるから、引き続きご愛顧を願う」旨の挨拶状及び新聞広告がなされた。

名古屋地判昭和60年7月19日判時1179号96頁は、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> の責任を認め治療費等13万円余の支払いを命じたが、Y<sub>3</sub> に対する X の請求については、これを棄却した。Y<sub>3</sub> は Y<sub>2</sub> の商号を続用する者に該らず、本件挨拶状及び新聞広告が直ちに債務を引受ける旨の広告とみなしうるものでないことは明らかであるという。広告中の「右両者を合併し、社名を変更した」とは、① Y<sub>2</sub> 及び A から事業を譲り受ける受け皿として Y<sub>3</sub> が設立されたことを意味するが、② 広告文言からすれば、Y<sub>3</sub> が Y<sub>2</sub> 及び A を吸収合併し（又は Y<sub>3</sub> が Y<sub>2</sub> を吸収合併し）、社名が Y<sub>2</sub> から Y<sub>3</sub> に変更された<sup>(18)</sup>と理解されることが自然であろう。Y<sub>3</sub> が Y<sub>2</sub> 及び A から事業譲渡を受けるとする

広告である以上、債務引受けの趣旨は汲み取れない。しかし  $Y_3$  が  $Y_2$  を吸収合併する ( $Y_2$  の債務が  $Y_3$  に包括承継される) と理解される可能性を考慮すれば、債務引受けの広告と同様に取り扱う余地が認められる。

5 比較的新しい裁判例としては珍しく、事業の譲受けとか事業の承継を記載する挨拶状について、これを債務引受けの広告とするものがある。経営危機の A 会社の再建のために A 会社の業務を引き継ぎ設立された Y 会社が取引先に送付した書面には、「この度 A 会社は B 会社との提携により設備配管部門を独立させ、Y 会社を設立する運びとなりました。…… Y 会社の社屋・設備・スタッフは A より引き継いで運営いたします」と記載されていた。東京地判平成 9 年 7 月 30 日判時 1638 号 150 頁は、上記文面に照らすと、右挨拶状は通常の債権者の理解からは債務引受けの趣旨を含むと解するのが合理的というべきであると判示して、X (A に対する貸付債権者) の Y に対する弁済請求を認容した。事業の引き継ぎという文言から債務引受けの趣旨を汲み取ることは困難であるが、本判決は、A が X との間で本件借入金債務の返済方法につき協議を重ねる一方で、密かに事業譲渡に及んだ点に、著しい背信性を認めているようである。

Y が控訴したところ、前掲東京高判平成 10 年 11 月 26 日は、債務引受けの趣旨が認められないとして、原判決を取消し、X の請求を棄却した (本稿 II 7 参照)。X は挨拶状受領後に Y との間で A の本件借入金債務につき重畳的債務引受け又は債務保証を求めて交渉しており、挨拶状の文言から X が Y の債務引受けを信じたとは認めがたいという。企業整理方法として行われた事業譲渡の場合、債務引受けの趣旨が認められるケースはかなり少なくなりそうである。

6 「旧債(務)を新会社が引き継ぎ」とか「利息に関しては、新会社が責任を以て履行致します」との記載は、旧会社の事業上の債務につき新会社はその債権者に対して直接の弁済責任を負う旨を表示した文書になる。

Y (株式会社オバタ) は、倒産した A 会社 (新小幡工業) から医療用器械

器具製造販売事業を譲り受けた。Yは、Aの従業員の大部分を採用して設立され、本店所在地や役員等についてもAのそれと同一である。X（東京三菱銀行）はAに対し外貨貸付けを行っていた。Xは、Yに対し、①YはAの借入金につき債務引受けをしていた、②Yは債務引受広告をしていたと主張し、Aの借入金の支払いを求めた。東京地判平成12年4月11日金融商事1122号32頁は、黙示的にせよ債務引受けがあったとは認められないが、YはAの債務を引受ける旨の広告をしたものというべきであるとして、②の請求を認容した。

Yは、甲10文書（平5・3・10付）及び甲11文書（平5・11・15付）を金融機関（Xも含まれる）及びAの取引先に配付し、また甲12文書（平7・2・15付）を金融機関に配付した。甲10文書には、「旧債（Aの債務）をYが引き継ぎ」、「（利息を）Yが責任を以て履行致します」、「（元金）はYの利益の範囲内で返済を続けます」と記載され、甲11文書には、「金融機関への返済を1円でも履行したい」と記載され、甲12文書には、「従来よりの返済金額に追加して、別紙のごとく返済させていただきたく」と記載されている。

東京高判平成12年12月27日金融商事1122号27頁は、甲10～12文書は、単なる取引先に対する挨拶状ではなく、Aの事業上の債務についてYがその債権者に対して直接の弁済責任を負う旨を表示していると判示し、Yの控訴を棄却した。Aの債務をYが引き継ぐとか、Yが責任を以て履行すると記載されている以上、本判決の結論に異論は全くない。

7 預託金会員制のゴルフ場経営会社がゴルフクラブに係る事業を譲渡する場合、預託金返還債務の取扱いが問題となる。X（株式会社岡正）は、A（ウチダゴルフサービス）から、Y<sub>1</sub>会社（奥美濃高原開発）が経営している郡上高原カントリークラブの法人正会員権を取得した（1990年7月19日）。Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>会社（ディリー郡上開発）に対し、本件ゴルフクラブに係る事業を譲渡した（2000年5月1日）。預託金の据置期間（預り証発行から10年）が経過した時点で、XはY<sub>1</sub>に対し、預託金900万円の返還を請求

した。また X は Y<sub>2</sub> に対し、①主位的請求として、(ア) Y<sub>2</sub> は Y<sub>1</sub> の X に対する預託金返還債務につき重疊的債務引受けをした、(イ) Y<sub>2</sub> は挨拶状及び「移籍方法の御案内」の配付により債務引受けの広告をしたと主張し 900万円の支払いを求め、また②予備的請求として、本件事業譲渡の詐害行為取消し(価額賠償)を求めた。名古屋地判平成13年7月10日判時1775号108頁は、X の Y<sub>1</sub> に対する請求を認容し、また Y<sub>2</sub> に対する主位的請求を(ア)(イ)とも棄却し、Y<sub>2</sub> に対する予備的請求を認容した<sup>(19)</sup>。

ここでの考察対象は、X の Y<sub>2</sub> に対する主位的請求に限られる。Y<sub>1</sub> Y<sub>2</sub> 間の営業譲渡契約書7条によれば、Y<sub>1</sub> のゴルフ会員権と Y<sub>2</sub> のゴルフ会員権を交換する方法により、Y<sub>2</sub> は Y<sub>1</sub> のゴルフ会員権を引き継ぐこととされていた。覚書では、所定の条件に同意した会員についてのみ Y<sub>2</sub> の会員とすることが定められ、当該所定の条件は「移籍方法のご案内」で Y<sub>1</sub> の会員に通知されている。本判決は、Y<sub>2</sub> の提示した上記条件に同意したことの窺われない X については、Y<sub>2</sub> において預託金返還債務を引受けたということはできないとする。これは異論のないところであろう。

Y<sub>2</sub> は Y<sub>1</sub> の「各」会員に対して挨拶状及び「移籍方法の御案内」を配付しており、広告の方法として認められるが、広告の内容から債務引受けの趣旨が汲み取れるかは消極的に解さざるをえない。営業譲渡契約においては譲渡代金について、不動産・借地権の時価の鑑定や会員権の切替えの推移を踏まえて、別途協議により定めると合意されていた。Y<sub>2</sub> が Y<sub>1</sub> の会員を Y<sub>2</sub> の会員として登録し、その会員に対し預託金返還債務を負担した場合には、負担した預託金返還債務の総額の範囲内で、譲渡代金確定の際に代金減額が考慮対象となる。

挨拶状には、会員のプレー権は今までと何ら変わらないと記載されているにすぎず、債務引受け表明の要素は全くない。「移籍方法の御案内」には、会員移籍を条件に営業権及び営業資産を譲渡したと記した上で、移籍方法としては、(ア) 預託金を全くなくすか、(イ) 預託金を半額として据置期間を15年間延長するか、(ウ) 預託金を全額残して据置期間を25年間

延長するかを選択肢が提示されている。前段のみであれば会員の自動的な移籍が想定される余地もあるが、後段を読めば、(ア) (イ) (ウ) のいずれかを選択し、これに同意することにより X が Y<sub>2</sub> の会員となる (Y<sub>2</sub> が X に預託金返還債務を負う) ことがわかる。本判決は、「移籍方法のご案内」をもって、社会通念上 Y<sub>2</sub> が会員の預託金返還債務を引受けたと一般に信じるべき記載のあるということは困難であるとするが、これは正当である。

8 預託金返還債務を含むゴルフ会員契約上の地位の承継の有無が争われた事例も存在する。A 会社 (スポット) は、B 会社 (岩瀬観光開発) の経営していたウィルソンゴルフクラブの会員であったが、破産宣告を受け、X (宮田眞) が破産管財人に選任された。X はゴルフ会員契約を解除したうえ、B に対し預託金返還訴訟を提起したところ、4781万円の支払を命じる判決が言い渡された。

X は、B から事業を譲り受けた Y 会社 (日本エネルギー商事) に対し、① Y はゴルフ場の名称 (ウィルソンゴルフクラブジャパン) を続用している、② Y は B の事業上の債務を引受ける旨の広告をしている、③ Y は B からゴルフ会員契約上の地位を承継していると主張し、Y に対し4781万円の支払いを求めた。Y の旧商号は北関東石油であったが、事業譲受けの数か月後、日本エネルギー商事に商号変更した。Y は、当初「ウィルソンゴルフクラブジャパン」の名称を続用していたが、事業譲受けの2年後、「いわせロイヤルゴルフ倶楽部」に変更した。Y は、ゴルフ場の会員らに対し、クラブニュース4号で上記ゴルフクラブの名称変更を通知したが、そこには「預託金証書上の名称は旧名称のままで法的にも何ら問題ございません」との記載があった。

東京地判平成13年3月30日判タ1093号189頁は、①ゴルフクラブの名称が続用されているとしても、債権者は事業主体の変更を認識しえた<sup>(20)</sup>、②クラブニュース4号の記載はBの事業上の債務をYにおいて引受ける旨を表示したものと認めることはできない、③YがBからゴルフ会員契約上

の地位を一部承継したことまでは認められないと判示し、X の請求をいづれも棄却した。

ここでの考察対象は、上記②に限られる。クラブニュース 4 号における「預託金証書上の名称は旧名称のまま法的にも何ら問題ございません」の記載について、もし「Y が預託金返還債務を負うことになるが、証書上の名義は B のままでよい」と理解されるのであれば、債務引受けの趣旨が表示されていると見る余地もないわけではない。しかしクラブニュース 4 号は、ゴルフ場の名称をいわせロイヤルゴルフ倶楽部に変更したことを通知するものであり、Y としては、併せて、会員は預託金証書の書換等の手続を要せず B に対し預託金返還請求をなしうる旨を明らかにしようとしていた。クラブニュース 4 号の発行時期（事業譲受けから 2 年後）から見ても、記載内容から見ても、ゴルフクラブ会員らは、ゴルフ場名称が変更されても預託金証書はそのままでよいと理解したはずである。社会通念上、Y が預託金債務を負うと、会員らが一般に信じるべき記載であるとは言えない。

X が控訴したところ、東京高判平成 14 年 2 月 12 日判タ 1093 号 184 頁は、Y は預託金返還債務を含む本件会員契約上の地位を B から承継し、その権利義務を包括的かつ重畳的に引受けたと判示し、原判決を取消し、Y に 4781 万円の支払いを命じた。ゴルフ会員権に包摂される権利義務関係のうちの一部を分離して譲渡することはできないとする考え方に依拠するものであるが、本稿ではこの問題に立ち入らない。控訴審判決は債務引受広告については何ら判断を示していない。

9 譲受会社が譲渡会社の取引関係を引き継ぐこと、及び譲渡会社に対する既発生債務について譲受会社に対して弁済するように求める要請が併記されているとしても、譲受会社による債務引受けの趣旨は汲み取れない。

放送番組の企画制作・物品販売会社 X（東京テレビランド）は、家電機器・美容機器の販売会社 Y<sub>1</sub>（NDK ジャパン）の営業部長 A との間で、X

と Y<sub>1</sub> を当事者とする、① X が Y<sub>1</sub> の商品を紹介するテレビショッピング番組を製作してテレビ放送し、Y<sub>1</sub> がその対価として協賛金を支払うことを内容とする協賛契約、及び② X が Y<sub>1</sub> に商品を売り渡す旨の売買契約を締結した。営業部長 A は、Y<sub>1</sub> から本件各売買契約を締結する権限を付与されていたが、テレビショッピング番組に係る本件各協賛契約を締結する権限を有していなかった。X が Y<sub>1</sub> に対して協賛金や売買代金を請求すると、Y<sub>1</sub> は、本件各契約は A が Y<sub>1</sub> の代表者印を偽造して無権限で締結したものであると主張して、支払いを拒絶した。

Y<sub>2</sub> は Y<sub>1</sub> から事業の譲渡を受けた。X は、Y<sub>2</sub> に対しても、① Y<sub>2</sub> は Y<sub>1</sub> の事業上の債務を引受ける旨の広告をした（会社23条1項）、② Y<sub>2</sub> は X との間で Y<sub>1</sub> の債務を引受ける旨合意した、③ Y<sub>1</sub> は実質的には Y<sub>2</sub> の一部に過ぎない（法人格否認の法理）と主張して、協賛金や売買代金を請求した。Y<sub>2</sub> は、「Y<sub>1</sub> お取引様各位」宛の書面を、Y<sub>1</sub> の取引先（X を含む）に対しファクシミリで送信した。書面には、「お取引様とは弊社（Y<sub>1</sub>）グループの親会社であります Y<sub>2</sub> にてお取引させて頂くことになりました。今月より Y<sub>2</sub> とのお取引をさせていただく事で……ご入金の口座変更をお願いいたします」と記載され、文末に新振込口座として Y<sub>2</sub> の預金口座番号が表示されていた。

東京地判平成21年1月28日判タ1308号241頁は、Y<sub>1</sub> に対する請求について、A が基本代理権を有しており、X が A において Y<sub>1</sub> のために本件各契約を締結する権限を有すると信じたことに正当な理由があると認め（民法110条に基づく表見代理）、X の請求を一部認容した。また本判決は、Y<sub>2</sub> に対する請求については、①本件書面の記載が債権者において「Y<sub>2</sub> が Y<sub>1</sub> の事業によって生じた債務を引受けた」と信じるのが相当と認められるものとは言えない、②本件書面をもって、「Y<sub>2</sub> が Y<sub>1</sub> の事業によって生じた債務を引受ける」旨の意思表示をしたとは言えない、③ Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> の間に資本関係がないとして、X の請求をいずれも棄却した。<sup>(21)</sup>

ファクシミリによる送信であっても、Y<sub>2</sub> が Y<sub>1</sub> の大多数の取引先に対し

て同一内容の書面を送付している以上、会社法23条1項の広告方法として認められる。本件書面の主たる内容は、今月より  $Y_2$  が  $Y_1$  に代わって顧客と取引すること（取引関係の引継ぎ）を告知するものであり、通常の債権者の理解からは、債務引受けの趣旨は含まれない。もっとも、本件書面には、さらに入金口座の変更依頼が含まれている。 $Y_1$  との間で既に発生している債権（取引先が  $Y_1$  に対して負担している債務）について、取引先が  $Y_2$  に対して弁済する（ $Y_2$  の口座に振込む）よう求めるものである。事業譲渡において譲受会社乙が譲渡会社甲の債権を承継したからといって、乙が甲の債務も承継したとは限らない。乙が甲の事業により生じた債権を譲り受けつつ、甲の事業により生じた債務をそのまま引受けをしない場合も存在する。もとよりそのような行為は詐害行為として取消される可能性もあるが、それ自体が禁止されているわけではない。なお譲渡会社が残存債権者を害することを知りつつ事業譲渡をした場合、残存債権者は譲受会社に対し同社の承継した財産の価額を限度として債務の履行を請求することができる（会社23条の2第1項）。取引関係の引継ぎ及び入金口座の変更依頼を記載したファクシミリ文書を読んだからといって、 $Y_1$  の取引先（債権者）としては、 $Y_2$  が  $Y_1$  の事業上の債務を引受けたと信じることはないであろう。

10 事業譲受会社 B が会社法23条1項により弁済責任を負う場合でも、本来の債務者である譲渡会社 A が責任を免れるわけではない。AB 両社は債権者 C に対して不真正連帯債務関係に立つ。事業譲渡契約において当該債務は除外されていたが、会社法23条1項により B が C に弁済した場合、B は A に求償することができる<sup>(22)</sup>。

B の広告を A の債権者 D が実際には認識していなくても、広告内容に債務引受けの趣旨が含まれている以上、B は D に対して弁済責任を負う<sup>(23)</sup>。他方、B が債務引受けの広告を行ったからといって、B が A の事業上の債務を引受けしていないことについて債権者 E が認識しているのであれば、E は B に対して E の A に対する債権の弁済を求めることができない。B

が債務引受けの趣旨を記載した書面を債権者 E に送付したが、B が A の事業上の債務を引受けていないことについて E が認識している場合も、同様である。

- (11) 鴻常夫『商事判例研究昭和26年度』36頁、大原栄一「営業譲受人の責任」『商法演習Ⅱ』所収（1960）38頁。
- (12) HGB25条3項につき、Baumbach / Hopt, §25 Anm. 18.
- (13) 田原・前掲注（6）4頁、木俣・前掲注（4）85頁、高山・前掲注（2）135頁。
- (14) 坂井・前掲注（1）357頁。本件は、占領軍の財閥解体指令に基づく特殊な事件とされる。
- (15) 前掲東京高判昭和34年2月28日（本稿Ⅱ3）。
- (16) 坂井・前掲注（1）356頁。
- (17) 大森忠夫「判批」民商法雑誌32巻3号37頁。
- (18) 本件広告の内容を、「譲渡会社と譲受会社を合併し……」と紹介する文献として、高山・前掲注（2）137頁参照。
- (19) 事業譲渡契約は900万円の範囲で取消され、価額賠償として900万円の支払いが命じられた。
- (20) 法人会員証には、クラブ名とともに運営会社の商号が記載されている。また事業譲渡の通知においては、譲受会社 Y の商号が表示されており、事業譲渡後のクラブ会員に対する年会費の請求書にも Y の商号が表示されている。
- (21) もっとも、Y<sub>1</sub> の株式はすべて Y<sub>2</sub> の代表者 M が保有し、Y<sub>1</sub> の資金は Y<sub>2</sub> により管理されている。
- (22) 大原・前掲注（11）37頁。
- (23) 北村・前掲注（1）226頁。

## IV 結 語

1 新聞広告、テレビ・ラジオのコマーシャル、インターネット上の広告等が、不特定多数の者に対する表示の方法として、会社法23条1項の広告に当たることは明らかである。取引先に対する書面送付の広告該当性に関し慎重な態度をとる下級審の裁判例も存在するが、事業譲受会社が譲渡会社の大多数の債権者及び取引先に対して同一内容の書面を送付した場

合には、広告をしたことになる。ファクシミリや電子メールの送信であってもよい。

譲受会社が譲渡会社の債権者及び取引先1000名中の990名に債務引受けの趣旨の汲み取れる書面を送付した以上、譲受会社による債務引受けの広告が行われたことになる。譲受会社の事務的なミスにより書面の送付を受けなかった10名の債権者も、会社法23条1項による保護の対象となる。

2 譲受会社が譲渡会社の「特定の債権者及び取引先」又は行政官庁に挨拶状を送付しても、広告をしたことにならない。広告に該当しないにせよ、挨拶状の内容が債務引受けの趣旨を含むならば、譲受会社は、挨拶状の送付を受けた債権者甲に対しては、譲渡会社が甲に対して負う債務につき通知の趣旨に従って弁済義務を負う（前掲東京地判昭和31年10月24日、前掲東京高判昭和35年7月4日、本稿Ⅱ1・4）。債務引受けの趣旨を含む書面の個別的な通知にも、会社法23条1項が類推適用されることになる。広告該当性が否定される以上、挨拶状の送付を受けていない債権者乙に対して、譲受会社が弁済義務を負うことはない。

債権者甲に対する挨拶状の文面において譲受会社による債務引受けの意思表示が含まれているならば、甲に対する譲渡会社の債務について債務引受けの明示又は黙示の合意が成立したと認められるケースも存在しうる。これは会社法23条1項の類推適用を待つまでもない。

3 事業譲受会社代表者の新聞記者に対する談話が新聞報道されたことをもって、債務引受けの広告に当たるとされたケース（前掲那覇地判昭和54年2月20日、本稿Ⅱ6）が存在する。本件では会社代表者の談話がほぼ正確な内容で新聞報道されており、判決の結論自体は妥当であるようにも思われる。しかし新聞記者に対する談話が新聞紙面でどのような記事となり報道されるかは、不確実である。記事内容は譲受会社ではなく新聞社がこれを決定する。したがって一般論としては、新聞記者に対する談話が債務引受けの広告に当たるとすることはできないと考えられる。

4 債務引受けの文言が記載されていなくても、広告の趣旨が、取引

又は社会通念上、債権者において、事業譲受会社が譲渡会社の事業により生じた債務を引受けたものと信ずるものと認められるならば、債務引受けの広告として足りる。事業譲渡を行うに至る経緯や目的、その内容、さらに事業承継の状況等の如何によっては、広告中の事業譲受けという文言から債務引受けの趣旨が汲み取れる事例が存在する可能性は否定されない。しかし事業譲渡契約の成立によって当然に、譲渡会社 A の債権者 C に対する関係において譲受会社 B の弁済責任が発生するわけではない。<sup>(24)</sup> 一方的な意思の表明にすぎない債務引受けの広告に拘束力を認める会社法23条1項の適用には慎重さが求められる。

「B が A から事業譲渡を受ける」、「B が A の業務を引継ぎ開業する」、「A の取引先 (C) とは今後 B においてお取引させていただきます」といった内容の通知は、一般論としては、債務引受けの広告に該当しない。もっとも、「事業一切の承継」とか「事業全部の譲渡」といった文言が記載されている場合には、特別の事情がなければ債務引受けの意味を持つと<sup>(25)</sup> かつ、譲受会社 B に債務引受けの趣旨が含まれていないことについて立証の負担がかかると指摘されることがある。「一切の事業」「事業の全部」といった包括承継に近い表現が用いられていることが理由とされる。<sup>(26)</sup> 全部譲渡と一部譲渡の間でこのような区別的取扱いをすることには疑問の余地があるが、実務的には留意しておく必要がある。

5 「譲渡会社 A の事業上の債務について譲受会社 B がその債権者 C に対して直接に弁済の責任を負う」、「B が A の債務を引継ぐ」、「B が A の債権債務を責任をもって承継する」、「C に対する A の債務につき B が処理する」といった表現が用いられているならば、その記載から債務引受けの趣旨を表示したものと認められる。<sup>(27)</sup>

譲受会社 B が譲渡会社 A の特定の債権者 C に対して、「貴社 (C) に対する A の債務を B が引受けた」旨の書面を送付した場合、債務引受けの文言が記載された書面ではあるが、特定の債権者に対して送付されているにとどまるので、債務引受広告が行われたとはいえない。書面の送付を受

けた債権者 C に対して、B は当該債務について通知の趣旨に従った弁済義務を負うことになるが、書面の送付を受けていない債権者 D は会社法 23 条 1 項による保護の対象とはならない。

6 記載文言のみならず、事業譲渡の背景にある諸事情（経緯・目的・状況）も考慮に入れた上で、広告・書面に債務引受けの趣旨が含まれるか否かが判断される。倒産回避のため又は企業整理の方法として事業譲渡が行われるケースでは、広告・書面の内容として、「譲受会社 B が譲渡会社 A の債務を引受け」とか「B が A の債権者に対して直接弁済の責任を負う」といった明確な表現が用いられていない限り、事実上、債務引受けの趣旨が含まれていると認められることは少ないであろう。

譲渡会社 A の債権者 C に対して、譲受会社 B から事業譲渡等の挨拶状が送付された。その後 C が債務保証又は債務引受けを求めて B との間で交渉を行ったとすれば、その挨拶状には債務引受けの趣旨が含まれていないと判断されるであろう。C が挨拶状の文言から B の債務引受けを信じたとはいえないことによる。仮に挨拶状が債務引受けの趣旨を包含しているとしても、C が「自己の債権が事業譲渡から除外されている」とか「B が当該債務を引受けていない」ことを知っているのであれば、C は会社法 23 条 1 項による保護の対象とはならない。

7 A 会社から事業譲渡を受ける受け皿として B 会社が設立された。B が A の債権者すべてに対し、「AB 両社の合併により社名は B に変更されますが、お取引様とは B においてお取引させていただきます」と記載された書面を送付した。事業譲渡を合併と表現しているが、吸収合併であれば B は A の権利義務を包括的に承継するのであるから、上記書面の送付は債務引受広告に該当しうる。

(24) 坂井・前掲注（1）354頁。

(25) 前掲東京地判昭和31年10月24日（本稿Ⅱ1）。

(26) 高山・前掲注（2）138頁。もっとも、前掲東京地判昭和34年4月27日は、A の業務全般を B が引き継ぐという表示は、事業上の債務全般を引受けの旨の表示

と解釈することができないとする（本稿Ⅱ 2 参照）。

- (27) AB間の事業譲渡契約においてAのCに対する債務が除外されていたとしても、Bによる債務引受広告が行われた以上、Cは会社法23条1項により保護される。

